

第18回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成24年7月5日

参考資料9

今夏の節電目標の改定方針 について

1. 今夏の節電目標の改定方針について

- 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になる段階までは、現行の節電目標を堅持する。
- 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になった段階※において、次のとおり、節電目標を改定する。

※再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。

(節電目標)	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現行	▲5%以上	▲15%以上	▲5%以上	▲5%以上	▲7%以上	▲10%以上
改訂後	▲4%以上 (定着した節電分)	▲10%以上	▲4%以上 (定着した節電分)	▲3%以上 (定着した節電分)	▲7%以上	▲10%以上

※1 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電分は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

※2 東日本地域の節電目標は変更しない。

- 大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力4号機の再起動が確実になった段階で改定する。

2. 今夏の電力需給対策に係る取組について

6月22日時点

	5月	6月	7月	8月
節電の普及啓発	<p>昨年夏～ 政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」及び経済産業省のHPにおける情報発信：電力会社毎の時点時点の電力使用状況・でんき予報(7月2日～)を詳細に示すとともに、家庭向け及び事業者向けのきめ細かい節電メニューを提示、「節電アクションアプリ」も配信。</p> <p>昨年～ 電力各社が順次、各社HP上で、でんき予報を掲載。また、パンフレット・チラシの配布、需要家向け説明会等についても順次実施中。</p> <p>5月21日～ 全国での自治体・業界団体等向け説明会の開催等 計531回実施・予定(6月22日現在)</p> <p>5月18日 今夏の電力需給対策を決定・公表【電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議合同会合】</p> <p>5月18日～ 自治体・業界団体を通じて需要家向けの節電要請文を発信</p>	<p>6月22日 需給対策にかかる進捗報告とフォローアップの実施【電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議合同会合】</p>	<p>政府広報 ・新聞突出し広告(中央紙6紙、ブロック3紙、地方紙62紙)(7月2日～) ・政府広報ラジオ定時番組(7月2日～)</p> <p>7月上旬～ 節電パンフレットを配布</p> <p>7月上旬 TV・ネット等メディアによるでんき予報の再開</p>	<p>8月以降においても電力需給を取り巻く状況の変化を踏まえ、適切な普及啓発を迅速に行う。</p>
電力需給改善のための環境整備等	<p>5月25日～6月29日 自家発電補助予算の公募等</p> <p>5月28日 関電がネガワット取引「アグリゲーター」を活用したピーク抑制を公表</p>	<p>6月1日 東電がピーク対策料金メニューを設定</p> <p>6月6日 東電がピークカットのためのアグリゲーター等との契約締結を公表</p> <p>6月5日 今夏の政府の節電行動計画の決定、6月中下旬の合同会合で了承</p>	<p>7月1日 関電がピーク対策料金を設定 四国電力・丸電がピーク対策料金の実施実験を開始</p> <p>7月2日 関電がネガワット取引を開始</p> <p>6月20日 加電力取引所の「時間別市場」の「買い」に関する特例を確保</p> <p>7月1日 スマートメーター向けの検定手数料の引き下げを実施 夜間等インバランス料金^{※4}の引き下げのための改正省令施行</p>	<p>7月～9月 関電・北海道電力が家庭向けの節電キャンペーンを実施(一定の節電達成者にプレゼント進呈)</p>
需給ひっ迫対応	<p>5月中旬～6月中旬 計画停電緩和対策について関係省庁と調整</p>	<p>6月4～7日 北海道・近畿・四国・九州の自治体等向け計画停電説明会を開催</p>	<p>6月22日 需給ひっ迫要綱や緊急速報メールの仕組みの決定・公表</p> <p>6月22日 計画停電の区域割りやスケジュールの確定・公表</p>	<p>7月2日～9月7日 中四日本における数値目標付き節電要請期間 7月23日～9月14日 北海道における数値目標付き節電要請期間</p>

※1 ネガワット取引…需給ひっ迫が予想される場合に、需要家に対し節電可能な電力(ネガワット)を募集し、当該節電を達成した場合に電力会社が対価を支払う取引。
 ※2 アグリゲーター…複数の需要家の電力需給を一括して制御する事業者。このような事業者を通じて、例えば、照明や空調を遠隔操作するといった手段で需給を削減する仕組みを構築する。
 ※3 分散型・グリーン発電市場…自家発電の余剰電力等、小規模な電力でも、売却可能な市場。売り手は価格・販売量・その他の条件を任意に設定可能。自社で買入し(電力事業者)を相手とする場合、効率的に買い手を選定可能。
 ※4 インバランス料金…電気の安定供給のため、新規参入の特定規模電気事業者(新電力)は、30分単位で需要と供給を一致させることが求められる。供給量が不足した場合には電力会社が補填することとなるため、それに応じて新電力が電力会社から支払う料金。30分で3%以上のギャップが生じた場合、より高い単価が適用される。

3. セーフティネットとしての計画停電について

- ▶ 計画停電は不実施が原則だが、関西、北海道、四国、九州において、万々に備えて計画停電を準備。
- ▶ セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社でグループ割り、月間カレンダーなど具体的な実施方法を策定し、公表(6月下旬までに)。

停電時間 1回約2時間。1日複数回の停電を極力避けるが、関西電力管内は1日2回の可能性あり。

グループ割り グループ単位(※)で計画停電する地域を特定することにより、必要最小限の地域のみで停電を実施。

スケジュール 月間カレンダーを事前に示すことで予見性を高めるとともに、前日夕刻にスケジュールを公表。

人工呼吸器等患者への対応

- ① 医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、情報提供
- ② 緊急相談窓口の設置、通電される近隣の医療機関の紹介
- ③ 電力会社による小型発電機の貸出し

影響緩和措置(計画停電時にも通電される施設)

- 医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)
- 国の安全保障上極めて重要な施設
- 国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

※特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操作が可能な形での計画停電を実施。

※被災地、防災(原子力発電所周辺等)などへの配慮を行う。

(例) グループ別のスケジュール

第1グループ	○○県□□市△△町、○○県□□市▽▽町の一部、 ○○県□□市◇◇町…
第2グループ	●●県■市▲▲町、●●県■市▼▼町の一部、 ●●県■市◆◆町…
⋮	⋮
⋮	⋮

※運用ではグループ単位ではなく、より細かいサブグループ単位で停電を実施。

(例) 月間カレンダーのイメージ

第1グループが停電する可能性のある時間帯

平成24年	7月			8月			9月	
第1時間帯 (8:30~11:00) (025L24441702)	2日 月	10日 火	19日 木	27日 金	6日 月	17日 金	27日 月	4日 火
第2時間帯 (10:30~13:00) (025L24441702)	3日 火	11日 水	20日 金	30日 月	7日 火	20日 月	28日 火	5日 水
第3時間帯 (13:30~15:00) (025L24441702)	4日 水	12日 木	23日 月	31日 火	8日 水	21日 火	29日 水	6日 木
第4時間帯 (16:30~17:00) (025L24441702)	5日 木	13日 金	24日 火		1日 水	9日 木	22日 水	30日 火
第5時間帯 (17:30~19:00) (025L24441702)	6日 金	17日 火	25日 水		2日 木	10日 金	23日 木	31日 金
第6時間帯 (19:30~21:00) (025L24441702)	9日 月	18日 水	26日 木		3日 金	16日 水	24日 金	3日 月

(注)今後の需給状況に応じ、変更する可能性がある。 3

電力需給に関する検討会合・エネルギー・環境会議 合同会合

資料一覧

資料1 今夏の節電目標の改定方針について(案)

資料2-1 夏期の節電啓発について(案)

資料2-2 電力需給対策関連予算について(予算執行状況フォローアップ等)

資料2-3 エネルギー規制・制度改革アクションプラン フォローアップ ポイント

資料2-4 新たなピークカット対策のためのアクションプランの進捗状況

資料2-5-1 今夏の政府の節電行動計画 ポイント

資料2-5-2 今夏の政府の節電行動計画(案)

資料2-6 今夏の電力需給対策の進捗状況について(産業界及び地域の取組)

資料3 セーフティネットとしての計画停電について(案)

今夏の節電目標の改定方針について（案）

平成 24 年 6 月 22 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 節電目標の改定にあたっての基本的考え方

- (1) 平成 24 年 6 月 16 日に開催された四大臣会合において、政府は、大飯原子力発電所 3 号機、4 号機の再起動を決定した。
- (2) 大飯原子力発電所 3 号機が再起動された後、4 号機が再起動される予定であり、3 号機、4 号機の再起動には、それぞれ約 3 週間を要する見込みである。
- (3) その際、再起動の作業が遅延する可能性があるため、大飯原子力発電所 3 号機の再起動が確実となる段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）までは、「今夏の電力需給対策について（平成 24 年 5 月 18 日電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）」で決定された節電目標を堅持することが必要である。
- (4) 大飯原子力発電所 3 号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。）において、次の方針に従い、節電目標を改定する。

なお、大飯原子力発電所 4 号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所 3 号機の再起動が確実となった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力 4 号機の再起動が確実となった段階で改定する。

2. 大飯原子力発電所 3 号機の再起動に伴う節電目標の改定方針

大飯原子力発電所 3 号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）において、「今夏の電力需給対策について」で決定された節電目標を以下のとおり改定する。

- ①大飯原子力発電所 3 号機の再起動により、中西日本（中部、関西、北陸、中国、四国、九州電力）において、電力の供給力が約 170 万 kW 増加¹することに合わせ、関西電力管内の節電目標を、一昨年比▲10%以上に低減する。
- ②中部、北陸、中国電力管内においては、広域レベルでの節電目標の共有を一部継

¹ 約 170 万 kW のうち、大飯原子力発電所 3 号機の出力は、118 万 kW。残りは、揚水汲み上げ電力の増加等に伴う揚水供給力の増加分。

続することとし、定着した節電分相当²を数値目標として設定する³。

③四国、九州電力管内については、現在の節電目標を維持する⁴。

④数値目標を伴う節電要請期間及び時間は変更しない。

なお、大飯原子力発電所の再起動は、基本的に、中西日本地域の供給増をもたらすものであり、東日本地域の節電目標等は変更しない。

＜現在の節電目標と改定後の節電目標＞

	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現在の節電目標	▲5% 以上	▲15% 以上	▲5% 以上	▲5% 以上	▲7% 以上	▲10% 以上
改定後の節電目標	▲4% 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲10% 以上	▲4% 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲3% 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲7% 以上	▲10% 以上

これら、数値目標を伴う節電を要請することにより、引き続き、中西日本全体において、+3%以上の供給予備率を確保する。

以上

² 「定着した節電」とは、需給検証委員会で示されたとおり、現在行われている無理のない節電（ストレスが小さく、かつ、コストが少ない、もしくは投資回収ができるもの）を指す。例えば、照明や空調の調整等による節電が挙げられる。

³ 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

⁴ 四国電力管内については、▲7%以上の節電目標は、単独で需給ギャップを解消した上で余力があれば需給が逼迫している他地域への電力融通を行うという前提であった。大飯原子力発電所3号機が再起動した後も、中西日本全体では、電力供給の余力があるとはいえないため、四国電力管内については、▲7%以上の節電目標を維持する。

夏期の節電啓発について（案）

平成 24 年 6 月 22 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった各需要家の最大限の理解と協力を得ることが不可欠であり、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

（節電の普及啓発）

各需要家の理解と協力を得て、社会全体として効果的なピークカットを行うため、節電に関する正しい知識（必要性・目標・期間・時間・内容等）と理解の普及啓発に努める。

（分かりやすい説明とフィードバック）

需要家の積極的な取り組みを促すよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

（経済・社会活動や健康への配慮）

需要家が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。

（一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ）

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形での省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化につなげるものとする。

（自治体との連携）

需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果

的な啓発活動を推進する。

Ⅱ 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

①節電広報

- 新聞、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く需要家に対する呼びかけを行う。
- その際、共通ロゴや基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を運営する。また節電アプリの配布を行う。
- 節電広報の際には、あわせて、行き過ぎた節電が熱中症発生リスクを高めることや、適切な室温管理や水分補給などの予防方法等について情報提供を行う。

②電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、各電力会社から情報発信を行い、また、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に電力会社は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

③節電・省エネ教育

- 全国の小学校に節電・省エネの専門家である「省エネ家電コンシェルジュ」を派遣する「省エネ出前授業」を実施する。

④節電・省エネ診断

- 工場やオフィスビル等における無料の節電・省エネ診断を行う「無料節電診断」等を実施する。
- 地方自治体や公的な組織、民間の業界団体などが参加費無料で開催する節電・省エネに関する説明会に、節電・省エネの専門家を無料で派遣する「無料講師派遣」を実施する。

⑤その他

- クールビスの徹底によりオフィス等における節電を図るとともに、旅行や外出の促進を進めることにより家庭での節電を図る。

Ⅲ 需給ひっ迫時の対応

(需給ひっ迫警報)

需要家の節電への協力にも関わらず、急激な気温変化や大型発電所の計画外停止等により、電力需給がひっ迫する可能性がある場合には、政府は、予めひっ迫が想定される特定の電力会社管内に「電力需給ひっ迫警報」を発令し、報道機関や地方公共団体等の協力を得て、緊急節電要請を行う。併せて、供給面においても、各電力会社から、ひっ迫する電力会社に対し、最大限の電力融通（東日本・中西日本間の融通を含む）の実施を要請することとする。

全国各地域（電力会社管内毎）において、緊急時の節電のためのネットワーク（政府機関（地方経済産業局等）・地方公共団体・電力会社・業界団体等）を整備する。これにより需給ひっ迫警報発令時等において機動的な節電対応を行うとともに、他電力会社管内のひっ迫時においても一層の節電を行い、ひっ迫する電力会社管内への融通可能量の拡大を目指す。

上記の対応を踏まえても、需要の見通しが一定の水準以下とならない場合、計画停電の実施を回避するための緊急避難的な措置として、民間事業者（電気通信事業者等）の協力の下、「緊急速報メール」等を特定の電力会社管内の携帯電話ユーザーに一斉に配信し、周辺の電気機器の使用を至急停止することを要請する。

電力需給対策関連予算について(予算執行状況フォローアップ等)

資料2-2

- 5月18日に決定した「今夏の電力需給対策について」において、電力需給対策関連予算の執行を加速すること、その際、関西、北海道、九州、東北及び四国を優先することを決定。
- 今夏の電力需給対策に活用可能と考えられる補助金等とその執行状況は下記のとおり。
また、平成24年度予算の全体は、別紙のとおり。ほとんどの予算が公募等の措置を開始。可能な限り早期に執行していく。

対策項目名	府省名	6月1日時点の執行状況
省エネ投資支援		
エネルギー使用合理化事業者支援補助金	経済産業省	公募済
家庭・事業者向けエコリース促進事業	環境省	公募中(平成24年4月9日～平成25年3月1日)
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	環境省	公募中(平成24年5月28日～平成25年2月12日)
先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業	環境省	公募中(5月18日～6月29日)
地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業	環境省	公募中(5月31日～6月28日)
カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業	環境省	J-VER:公募中(5月11日～7月31日)、オフセット:7月公募開始予定
住宅・建築物の省エネ支援		
高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金	経済産業省	公募済
エネルギー管理システム(BEMS・HEMS)導入促進事業	経済産業省	公募済
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業	経済産業省	公募中(平成24年5月28日～6月29日)
住宅のネット・ゼロ・エネルギー化に関する事業	経済産業省 国土交通省	公募中(平成24年5月11日～6月22日)
住宅・建築物省CO2先導事業	国土交通省	公募済
建築物省エネ改修推進事業	国土交通省	公募済
診断等による節電支援		
省エネルギー対策導入促進事業費補助金	経済産業省	公募済
CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業	環境省	公募中(5月7日～6月22日)
蓄電池導入支援		
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費	経済産業省	公募済
コージェネ等の自家発電導入支援		
自家発電設備導入促進事業	経済産業省	公募中(5月25日～6月29日)
ガスコージェネレーション推進事業費補助金	経済産業省	公募済
病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業	環境省	公募中(5月18日～7月17日)
民生用燃料電池導入支援補助金	経済産業省	公募済
再生可能エネルギーの導入支援		
住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金	経済産業省	公募中(4月19日～翌年3月29日)
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業(グリーンニューディール基金)	環境省	基金造成済。各自治体で手続中
再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)	環境省	5月1日内示済。順次、基金造成予定
温泉エネルギー活用加速化事業	環境省	公募中(4月13日～6月12日)
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	環境省	公募済
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	農林水産省	公募済 (復興庁計上分については、一部公募中(5月28日～6月28日))

(別紙)

平成24年度予算における需給対策関連予算

○平成24年度予算は、ほとんどの予算が公募等の措置を開始。可能な限り早期に執行していく。

<経済産業省>

予算名	概要	予算額	6月1日時点の 執行状況
エネルギー使用合理化事業者支援補助金	事業者が計画した省エネ取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費(リプレースに限る)について補助を行う。 「先端的な設備・技術」等に対する導入補助に重点を置き、省エネ投資の一層の促進のため、中小企業等に対して重点的に支援を行うとともに、電力需給対策として、節電効果の高い事業に重点支援を行う。	298億円	公募済 (平成24年4月20日 ～5月21日)
住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化 推進事業	住宅・建築物の省エネ化を推進するため、年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなる住宅・建築物の実現及び普及促進に資する高性能設備機器等の導入を補助する。	70億円	公募中 (ZEH:平成24年5月 11日～6月22日、 ZEB:平成24年5月 28日～6月29日)
新エネルギー等導入加速化支援対策補助金	新エネルギー等利用設備導入時の負担を軽減し、経済性を補填することで普及を促進しエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減及びエネルギーセキュリティの向上を図る。 ※平成23年度においては「固定価格買取制度」の検討を踏まえ、新規採択は実施せず、既採択分の後年度負担のみを行う。	15億円	公募済 (平成24年4月20日 ～5月15日)) ※平成22年度まで に交付したものの 後年度負担のみ
ガスコージェネレーション推進事業費補助金	総合的なエネルギー効率が高く、熱の面的利用に適している高効率の天然ガスコージェネレーションの導入に対する補助を行う。	33億円	公募済 (平成24年4月20日 ～6月15日)
民生用燃料電池導入支援補助金	平成21年5月から世界に先駆けて本格販売が開始された家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(家庭用燃料電池システム)の普及促進及び早期の自立的な市場の確率を目指し、設置費用の一部を補助する。家庭用燃料電池システムは、電気・熱両方を活用するため、総合効率が非常に高く(80%以上)、省エネルギーの推進、それに伴うCO2削減に貢献。また、一般家庭における年間の電力需要量の約40%を供給し、昼夜、天候を問わず安定した分散型電源として系統電源の需給緩和にも貢献。	90億円	公募中 (平成24年4月13日 ～) ※ただし、6月7日付 けで受付を中断した ところ。
合計		506億円	

<環境省>

予算名	概要	予算額	6月1日時点の 執行状況
家庭・事業者向けエコリース促進事業	導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭及び事業者(中小企業等)を中心に、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器(太陽光パネル、高効率ボイラー等)の普及促進を図る。 補助率はリース料総額の3%。ただし節電に資する機器については補助率を5%へ引上げ(東北3県に係るリース契約については補助率10%)。	18億円 の内数	公募中 (平成24年4月9日～ 平成25年3月1日)
環境配慮型経営促進事業に係る 利子補給事業	金融機関において行われている、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う融資制度が対象。この融資制度で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5年以内にCO2排出原単位を5%以上削減することを誓約した場合に、金融機関に当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。	8億円 の内数	公募中 (平成24年5月28日～ 平成25年2月12日)
災害等非常時にも効果的な港湾地域 低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)	港湾地域において、災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能などを保持するに必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するための実証事業を行う。また、電力回収装置付トランスファークレーンなどの先進的技術導入費用に対する一部補助を行う。	14億円	公募準備中 (時期未定)
チャレンジ25地域づくり事業(先進的対策の 実証による低炭素地域づくり集中支援事業)	技術は確立されているが、効果検証がなされていない温室効果ガスの削減に効果的な先進的対策について事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせるなど、他地域へのモデルとなるべき事業を実施する。	27億円 の内数	公募済 (平成24年4月10日～ 5月25日)
地域の再生可能エネルギー等を活用した自立 分散型地域づくりモデル事業	全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を探り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)の集中導入を、産学官で推進する事業について、補助を行う。	10億円	公募済 (平成24年4月24日～ 6月8日)
小規模地方公共団体対策技術率先導入 補助事業	小規模な地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、所有する施設へ、低炭素対策技術を率先して導入する事業を支援。	3億円	公募済 (平成24年4月13日～ 5月18日)
病院等へのコージェネレーションシステム 緊急整備事業(厚生労働省連携事業)	医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援。	10億円	公募中 (平成24年5月18日～ 7月17日)
温泉エネルギー活用加速化事業	温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の自立的普及に向けて、初期需要を創出することによりコストの低減を図るため、温泉エネルギーを有効活用する民間団体等を支援。	4億円	公募中 (平成24年4月13日～ 6月12日)

<環境省(前ページからの続き)>

予算名	概要	予算額	6月1日時点の 執行状況
CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業	環境省が派遣する診断機関が、工場やビル等における設備の導入状況のヒアリングや運用状況の機器によるエネルギー計測等を行い、CO2 排出・電力使用の現状を診断。この結果を踏まえ、有効と考えられる設備導入・運用改善等の対策技術について、CO2削減・節電の効果、初期投資費用、節電等による利益、投資回収年数等に関する情報を提供し、事業者における費用効率的な対策の実施を支援する。	2.5億円の内数	公募中 (平成24年5月7日 ～6月22日)
先進対策の効率的実施による 業務CO2排出量大幅削減事業	事業者は、設備導入と運用改善による削減約束を掲げ、環境省が指定する先進対策(BAT)の中から温室効果ガス排出抑制設備や見える化機器導入に係る補助金(補助率1/3)を申請する。削減量1トン当たりの補助額[円/ト-CO2](補助額/温室効果ガス削減約束量)の小さい事業から順番に予算額まで採択(リバースオークション方式)し、補助することにより、費用効率的な削減対策の実施を促進する。	6億円の内数	公募中 (平成24年5月18日 ～6月29日)
地域における市場メカニズムを活用した 低炭素化推進事業	市民を巻き込んだ温暖化対策の充実の必要性や東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、市場メカニズムを活用し、削減効果に応じて経済的インセンティブを付与する等の温室効果ガス削減等の取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。	2億円の内数	公募中 (平成24年5月31日 ～6月28日)
カーボン・オフセット及びオフセット・ クレジット(J-VÉR)制度の推進事業	カーボン・オフセットの適切な普及を行うことで、削減努力における節電等の励行を行い需要抑制の啓蒙に努める。 J-VÉR制度については、対象プロジェクト種類の追加や認証プロセスに関する制度利用者への支援を行い、木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー活用拡大を見込む。	9億円の内数	J-VÉR: 公募中 (平成24年5月11日 ～7月31日) オフセット: 7月公募開始 (予定)
再生可能エネルギー導入推進基金事業 (太陽光発電、風力発電、バイナリ発電、 蓄電池)	グリーンニューディール基金制度を活用し、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援	121億円	5月1日内示済 順次、基金造成予定
循環型社会形成推進交付金	廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村が定める循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される廃棄物処理・リサイクル施設の整備に要する費用について交付。廃棄物の焼却によるエネルギー回収等により発電等の熱利用を行う施設や、廃棄物をバイオガスに転換し発電等の熱利用を行う施設などが対象。	549億円の内数	市町村への 要望調査を実施 (6月)
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	廃棄物の焼却熱や、廃棄物及び廃棄物由来バイオマスのエネルギーを利用する施設の整備、電動式塵芥収集車の導入等を促進することによって、廃棄物分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量を削減する。	8億円の内数	公募済 (平成24年4月27日 ～5月25日)
合計		152億円 +630億円の内数	

<農林水産省>

予算名	概要	予算額	6月1日時点の 執行状況
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	農山漁村において、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を支援。	12.2億円の内数 【ほか復旧・復興対策分】 8.4億円の内数	公募済 (復興庁計上分については、一部公募中 (平成24年5月28日～6月28日))
合計		12.2億円の内数 【ほか復旧・復興対策分】 8.4億円の内数	

<国土交通省>

予算名	概要	予算額	6月1日時点の 執行状況
環境・ストック活用推進事業(住宅・建築物省CO2先導事業、建築物省エネ改修推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)	<p>①住宅・建築物省CO2先導事業 住宅・建築物の省CO2の実現性に資する優れたリーディングプロジェクトに対し支援。</p> <p>②建築物省エネ改修推進事業 エネルギー消費量が建築全体で10%以上削減される建築物の省エネ性能の向上に資するプロジェクトに対し支援。</p> <p>③住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 高性能設備機器と制御機構等の組み合わせによる住宅のゼロ・エネルギー化に資する住宅システムの導入、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みに対する支援。</p>	173.1億円	<p>公募中</p> <p>・住宅・建築物省CO2先導事業 (平成24年4月13日～5月31日)</p> <p>・建築物省エネ改修推進事業 (平成24年4月20日～5月25日)</p> <p>・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 (平成24年5月11日～6月22日)</p>
合計		173.1億円	

エネルギー規制・制度改革アクションプラン フォローアップ ポイント

【概要】

- 重点課題28項目について、3月末の取りまとめ以降、改革の結論に沿った措置や検討が進められており、特に、以下の事項においては、今夏の需給対策として効果が期待される。
- アクションプラン上の措置を終了したものについても、不断の取組を進める。

【今夏の需給対策として特に効果が期待されるもの】

- 自家発補給契約の運用に関するガイドラインを3月に公表
- 発電事業者による同時同量ルールに不足する分の電力補給について、夜間、日曜、祝日等の料金引き下げを7月に施行
- 複数の電力会社が新たなピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューを設定
- 売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、必要な政省令改正を6月に実施。
- 本年7月の固定価格買取制度の施行に向けて、優先接続・優先給電ルールの関連規定を6月中に措置
- リチウムイオン蓄電池設備を設置する施設の防火上必要な安全対策について、政省令の改正を実施。また、消防用設備等の非常用電源に用いる蓄電池設備の認定を実施する登録認定機関において、リチウムイオン蓄電池設備に係る認定基準を作成

需要サイドの取組

計画調整契約・随時調整契約の拡充(特別高圧、高圧大口、小口向け)

各電力会社が需給調整契約のプランの拡充や割引単価を拡大(例:関西電力が随時調整契約のうち、前日通告プランに加え、前週通告プランを新設)

季節別時間帯別料金の活用・新たなピーク料金メニューの設定(低圧向け)

東京電力(6/1~)、関西電力(7/1~)が新たなピーク料金メニューを導入(新メニューの申込み件数は、東京電力:約410件(5/11-6/20)、関西電力:約9700件(5/21-6/19))。九州電力及び四国電力はピーク料金の実証を実施。また、関西電力及び北海道電力が、一定の節電を達成した家庭にプレゼントを進呈するキャンペーン(7~9月)を実施。

アグリゲーターを活用したDSM(デマンドサイド・マネージメント)(特別高圧、高圧大口、小口向け)

複数の需要家のピーク需要抑制の取組を取りまとめることで、大規模なピーク需要抑制を実現するプランを東京電力が公募。5件のプランについて、取りまとめ事業者(アグリゲーター)との契約締結を発表(6月6日)。関西電力は、BEMS(ビルエネルギー管理システム)を導入した複数の需要家に対し、負荷調整を働きかけ、ピーク抑制を実施するアグリゲーターを公募(5/28~6/15)。18社の応募があり、現在協議中。

入札等によるネガワット取引(特別高圧・高圧大口向け)

関西電力が7月2日よりネガワット取引(需給ひっ迫が予想される場合に、電力会社が需要家から節電(負荷抑制)を入札により確保する仕組)の実施。

スマートメーター向け検定手数料の引き下げ(低圧向け)(エネルギー規制・規制改革アクションプラン関連)

7月1日より低圧用スマートメーターの検定手数料を大幅に引き下げ(1台670円から370円に)。

供給サイドの取組

自家発電余剰購入の拡大

電力会社が需要家の自家発電による電力を購入した場合、買い取り分を需要家の節電とみなす指針(昨年11月公表)に基づき、具体的案件について電力会社と需要家が検討中。また、補助金(6月29日まで公募中)を通じて自家発電設備の導入・活用を促進。

分散型売電市場の開設

6月18日より分散型・グリーン売電市場を開設。自家発電等の小規模電源や系統への送電量が一定ではない電力も売電可能。

卸電力取引所の時間前市場の利用要件緩和

6月20日から卸電力取引所の時間前市場の買いに関する制限を撤廃し、経済的理由での買い入札や差し替えを可能とする運用を開始。

今夏の政府の節電行動計画 ポイント

資料2-5-1

【基本的な方針】

政府は、「今夏の電力需給対策について」(平成24年5月18日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定)において定められた各地域の節電目標*に基づき率先して節電対策に取り組む。

* 関西電力管内は15%以上、九州電力管内は10%以上、北海道電力・四国電力管内は7%以上、中部電力・北陸電力・中国電力管内は5%以上の節電に取り組むとともに、東京電力・東北電力管内においては、定着した節電分(東京電力管内:約10%、東北電力管内:約3%)の確実な実現に向けて取り組む。

【行動計画】

(1) 節電に係る具体的取組

① 全府省共通取組事項

- ア. 空調に係る節電 : 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底 等
- イ. 照明に係る節電 : 必要最低基準としての照度を確保した照明の大幅削減 等
- ウ. OA機器、その他の機器に係る節電 : 待機電力の削減 等
- エ. 共通部分に係る節電 : 暖房便座、温水洗浄便座の停止 等
- オ. 電力使用状況の職員への周知 : 電力使用状況「見える化」の推進 等

② ワークスタイルの変革につながる取組

- ・ 超過勤務の一層の縮減 等

③ 大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

- ・ 各サーバの稼働必要性の再確認 等

④ 節電に資する設備の設置等に係る検討

- ・ 既存の自家発電設備の活用 等

(2) 節電の確実な実施のための取組

- ・ 各々の府省において節電担当責任者を設置 等

(3) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・ 独立行政法人、公益法人への節電取組の要請、地方公共団体への節電取組の奨励 等

今夏の政府の節電行動計画（案）

平成 24 年 6 月 22 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 基本的な方針

政府は、「今夏の電力需給対策について」（平成 24 年 5 月 18 日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）において定められた各地域の節電目標に基づき率先して節電対策に取り組む。

2. 行動計画

各府省は以下の（１）～（４）の内容を含む節電対策に取り組むこととする。

なお、合同庁舎については、合同庁舎管理官庁が中心となり、入居官庁は協力して節電対策に取り組むこととする。

（１）節電に係る数値目標

全国の需要設備（沖縄を除く）について、定められた期間・時間帯（※１）における使用最大電力の抑制に努める。

また、各電力管内に定められた期間・時間帯（※２）においては、一昨年を基準として、①関西電力管内では▲15%以上、②九州電力管内では▲10%以上、③北海道、四国電力管内では▲7%以上、④中部、北陸、中国電力管内では▲5%以上使用最大電力（※３）を抑制するよう努める。

なお、数値目標の定められていない東京、東北電力管内についても、需給検証委員会で昨年から定着したものとして見込まれている節電分（東京電力管内：一昨年比▲10.2%程度、東北電力管内：一昨年比▲3.4%程度）（※４）を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努める。

加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝（7:00～9:00）や夜（20:00～25:00）の時間帯においても、揚水発電の放水時間を短縮することにより、揚水発電の供給力を増やす観点から、活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する。

なお、節電により、病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極

めて重要な施設の機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な取組を行うこととする。

※1：7月2日～9月28日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）

※2：北海道電力管内：7月23日～9月7日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）
9月10日～9月14日 17:00～20:00

その他電力管内：7月2日～9月7日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）

※3：原則、一昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

※4：需給検証委員会によれば、他電力管内の定着した節電分として、一昨年比で北海道：▲2.8%、中部：▲3.6%、関西：▲3.8%、北陸：▲3.7%、中国：▲2.5%、四国：▲2.7%、九州：▲7.0%程度を見込んでいる。本文で示した数値目標はこれらの定着した節電分を反映せず一昨年の実績から必要となる需要抑制を定めたもの。

（2）節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則28度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程度に間引く等）
- ・白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないO A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

¹ 室温を29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

- ・パソコンのディスプレイの輝度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
 - ・プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数の削減
 - ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化
 - ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止
 - ・契約更新時又は買換え時における電力消費の少ない機器の採用
- エ. 共用部分に係る節電
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
 - ・冷水器の停止
 - ・自動販売機の消灯要請
 - ・入居売店等への節電の協力要請
- オ. 電力使用状況の職員への周知
- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力的に推進）
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・既存の自家発電設備の活用
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入
- ・簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- ・詳細な節電効果を把握するための消費電力の測定範囲の細分化

(3) 節電の確実な実施のための取組

使用最大電力の削減を確実にするため、各々の府省において節電担当責任者を置き、進捗管理を行うとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

(4) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・独立行政法人及び公益法人に対し、本行動計画も参考にしつつ、その特性に応じた節電に取り組むよう要請する。
- ・地方公共団体に対し、本行動計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

今夏の電力需給対策の 進捗状況について (産業界及び地域の取組)

平成24年6月4日

経済産業省

今夏の電力需給対策における産業界の取組

1. 6月6日～6月8日に各業界団体及び電力のひっ迫が見込まれる地区で事業を行う50を超える代表的な企業に対し、今夏の需給対策の進捗状況を確認するための聞き取り調査を実施。
2. 多くの企業が節電目標を設定し、操業調整や自家発の活用、照明・空調の節電など、積極的に取り組んでいる。
3. ただし、照明・空調の節電によって電力費用は削減されるものの、特に産業部門での節電においては、工場の稼働時間帯の夜間シフトによる労働コストの増加や生産前倒しによる倉庫料の増加、自家発の稼働による燃料費の増加といった問題点が指摘されている。

(自動車関係)

業界大で電力需給見通しや節電対策に関する情報の周知を徹底。A社(関西)は、昨年夏からの節電活動(コージェネシステムの出力上昇、空調温度の調整、照明の間引き等)を継続実施し、休日シフトを実施せずとも15%の節電を行う予定。

(鉄鋼関係)

鉄鋼業界では、昨夏同様、需給両面から貢献を行う予定。需要面では、空調・照明の調整はもとより、生産設備定期補修の夏期集中配置、夜間時間帯への生産シフト等に取り組む。供給面では、自家発等の定期点検時期の最適化や休止している自家発等の再稼働等により、電力会社への最大限の電力供給を行う予定。B社(関西)は、設備の計画休止や自家発の出力増等により、関西地区事業所15%、九州地区事業所10%の節電目標に取り組む。

(化学関係)

C社(関西)が、企業グループで2010年比20%の節電目標を策定するなど、政府の節電対策あるいはそれ以上の数値目標を導入する企業も存在。また、多くの企業がピーク電力抑制のため、工場の夜間シフトや前倒し生産等の生産計画の変更のほか、業務部門でも照明の間引きやLED化、空調の調整などに取り組んでいる。

(非鉄金属関係)

D社(関西)は、企業グループ全体で2010年比15%の節電目標を設定し、生産の夜間シフトの他、高効率照明の導入やポンプ・ファンのインバータ化などにより、使用電力のピークカットに取り組む。さらに、自家発電の活用も行う。

(産業機械関係)

E社(関西、中部、四国等)は、全事業所で2010年比10%の節電を行うのみならず、関西地区にある複数の工場に対しては特に16~17%の節電目標を設定。F社(中部)は、生産設備を省エネモデルに更新することや、部品加工・組立の生産効率の向上に取り組むなど、操業時間の夜間シフトを抑えながら、生産現場のカイゼンを通じた節電に取り組んでいる。

(情報通信・電気・電子関係)

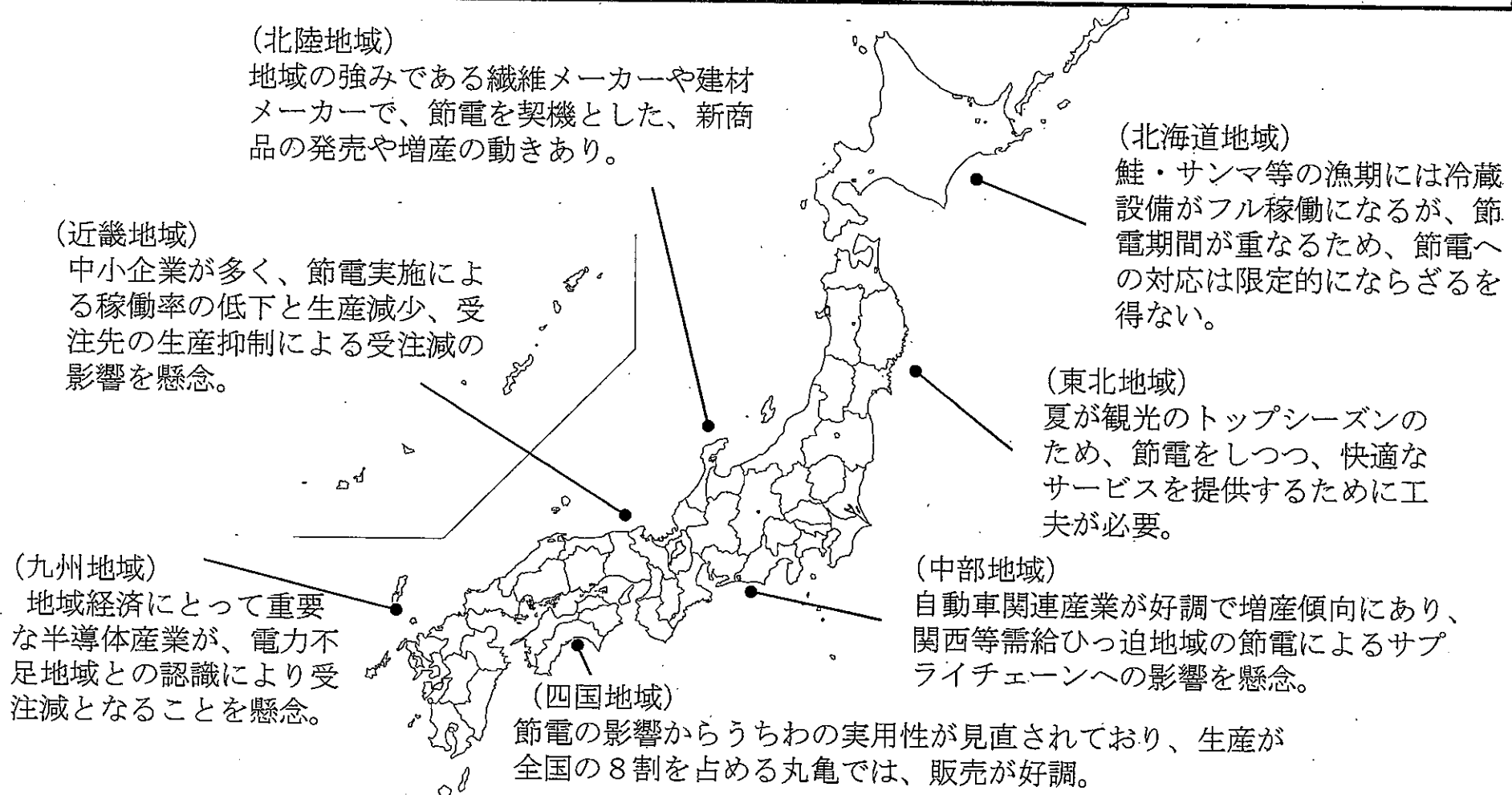
業界大で電力需給や節電対策に関する情報の周知・共有に努めている。G社(関西、九州等)は、夏季休暇の分散や、電子部品生産を夜間シフトするなどしてピークカットに取り組む。H社は、全社員がグループ全体の電力使用量をモニタリングできるシステムを構築し、社員一人一人の意識を高める活動に取り組んでいる。

(流通関係)

流通団体Iは、「節電ガイドライン2012」を作成し、各社の取組のフォローアップを実施。業界で統一した顧客に対する節電周知ツール(ポスター・店内放送等)を作成。J社(全国)は、政府の節電要請に合わせた地域別の目標設定を行い、照明の間引きやLED化、空調の調節のほか、飲料ケースの設定温度の見直し、朝の涼しい時間帯の買い物ニーズに応えるオープン時間の前倒しなどに取り組んでいる。K社(全国)は、関西・九州地区でのLED化を加速するほか、スマートセンサーの導入による見える化や各店舗でのエコリーダーの配置等ソフト面での節電にも取り組んでいる。

今夏の電力需給対策における各地域の取組(各地域の状況)

1. 6月8日に拡大経済産業局長会議を開催し、各地域の電力需給対策について報告がなされたところ。
2. 地域の産業の特性から、節電実施による生産減少やサプライチェーンへの影響といった、節電に対する懸念の声が多く聞かれる一方、地域の特色を活かした工夫もみられる。



今夏の電力需給対策における各地域の取組(自治体の取組状況)

各地域の地方自治体では、草の根レベルでの節電対策の促進に積極的に取り組んでおり、地域の特色を活かしつつ、工夫を凝らした取組が数多く見られた。

秋田県	「家庭の節電応援キャンペーン」 節電実績の優れた家庭に、県産品などの節電賞を贈呈し、楽しみながら取り組む節電を促進。
新潟県	「無理なく・無駄なく・楽しく節電コンテスト」 節電アイデアや、節電に寄与する県産品を県内から募集。優秀アイデアを表彰し、節電県産品を贈呈。
東京都	省エネ診断(約600件/年)や、節電アドバイザー(約4,000人)による戸別訪問を実施。
富山県	「とやまメガ節電プロジェクト」(7月初旬開始予定) WEB上に節電行動を登録し、仮想のメガ節電所を建設。優れた貢献者にギフトカードをプレゼント。
関西広域 連合	「家族でお出かけ節電キャンペーン」 夏の昼間に家族での外出を促進するよう、公共施設や商業施設と連携して来場特典等を実施。
山口県	「ぶちエコ“ピークカットPM”キャンペーン」 ピークカット取組事例集を作成するなどして、県庁のみならず、県民や県内事業者にも節電を普及。
香川県	「うどん県エコストラッププレゼント」 節電術がわかるチェックリストを県内40万世帯に配布。節電宣言した先着1万人にエコストラップ贈呈。
福岡市	「省エネチャレンジ応援事業」 家庭で取り組んだ省エネ行動をCO2削減量に換算し、その量に応じた交通ICカードのポイントを付与。
熊本県	「県内一斉消灯」(6～9月に6回程度)や、「地球温暖化防止活動推進員」(103名)を通じた、きめ細やかな啓発の呼びかけを実施。

セーフティネットとしての計画停電について(案)

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万々に備えた計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

1. 計画停電の運用

(1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

(注)新電力(特定規模電気事業者)から電力供給を受けている場合(自営線からの給電を除く)についても停電。

(2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り(※)を電力会社から公表(6月下旬までに)。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

(3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ

- ークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施。
- ③被災地(平成23年台風12号被災地の一部施設等)、防災(原子力発電所周辺30km圏内等)などへの配慮を行う。

(4)人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

(注)昨夏の東京電力、東北電力の計画停電(未実施)との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること(道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電)。

2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する可能性がある(この場合、上記1.(3)で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する)。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報(続報)」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

(注)大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する可能性がある。

需給ひっ迫時の対応について

「今夏の電力需給対策について（平成24年5月18日 電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）」に基づき、需給ひっ迫時の対応として、需給ひっ迫警報及びセーフティネットとしての計画停電が必要となった場合には、以下のとおり行うものとする。

1. 需給ひっ迫警報及びセーフティネットとしての計画停電の運用

国民各層の節電への協力にもかかわらず、急激な気温変化や大型発電機の計画外停止等により、電力需給のひっ迫の可能性が生じた場合には、政府は、計画停電等の事態を回避するため、予め警報を発令し、報道機関及び地方公共団体等の協力を得て、緊急の節電要請を行う。なお、予め需給ひっ迫が十分な時間的余裕をもって見込まれる場合には、でんき予報等を通じて、需要家に周知する。

政府は、電力会社から需給見通しの報告を受け、需給ひっ迫が予測される場合には、以下の基準に基づき警報を発令するとともに、不測の広域停電を回避するため、セーフティネットとしての計画停電を含む必要な対応を講じる。

(1) 関西電力、四国電力及び九州電力管内

- ①需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が、他社からの電力融通^{※1}を受けても、3%を下回る見通しとなった場合、当該電力会社の管内に需給ひっ迫警報（以下「警報」という。）を発令する。

※1) 「他社からの電力融通」とは、中西日本において余力のある他の電力会社が、それぞれ自社分として供給予備率3%を確保しつつ、需給がひっ迫する電力会社に対して行う最大限の電力融通、及び東日本全体で供給予備率3%を確保しつつ、周波数変換設備を経由して東日本から当該電力会社に対する最大限の追加送電を指す。

- ②警報を発令する場合、発令（第1報）のタイミングは、遅くとも、需給ひっ迫が想定される日の前日18:00^{※2、※3}を目途とする。

※2) 翌日行う可能性のある計画停電について電力会社から公表する。

※3) 当日早朝や午前中に大型発電機の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

- ③事前に警報（第1報）を発令した場合には、当日9:00を目途に、警報（続報）^{※4}を発令する。その後も、需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、警報（続報）を発令する。

※4) 計画停電の第1グループ（8:30～）から計画停電を実施する場合には、9:00の警報の発令は行わない場合がある。また、必要に応じ9:00以前に警報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合（終日の供給予備率の見通しが3%以上になることが見込まれる場合等）には、警報を解除する。

- ④上記①～③の対応を行ってもなお当該電力会社の需給のひっ迫状況が解消されない場合、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から、警報が発令されている電力会社管内の携帯電話（対応機種）利用者に「緊急速報メール」を発信し^{※5}、電気の利用を極力控えるよう要請する。

※5) 緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

- ⑤上記の対応を行っても当該電力会社の需給のひっ迫状況が解消されず、かつ、中西日本全体で供給予備率が1%程度¹を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表する^{※6}。

※6) 大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、警報や緊急速報メールを発信することなく計画停電を実施する場合がある。

(2) 北海道電力管内

- ①他電力からの電力融通を受けても、北海道電力の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、北海道電力管内に警報を発令する。

- ②警報を発令する場合、発令（第1報）のタイミングは、遅くとも、ひっ迫が想定される日の前日18:00^{※7}、^{※8}を目途とする。

※7) 翌日行う可能性のある計画停電について電力会社から公表する。

※8) 当日早朝や午前中に大型発電機の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

- ③事前に警報（第1報）を発令した場合には、当日9:00を目途に、警報（続

¹ 中西日本全体の需要規模（約9570万kW）に対して同地域で最大規模の発電機の発電能力（現時点では電源開発橋湾火力105万kW）が占める割合が1%程度に相当しており、仮に、中西日本全体の供給予備率が1%程度を下回る状況において、当該発電機が計画外停止した場合には不測の広域停電が発生する可能性がある。また、これは需要変動による一時的な周波数低下のリスクを許容しつつ不測の広域停電を回避するために最低限必要な予備率である。

報)^{※9}を発令する。その後、需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、警報(続報)を発令する。

※9) 計画停電の第1グループ(8:30~)の計画停電を実施する場合には、9:00の警報の発令は行わない場合がある。また、必要に応じ9:00以前に警報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合(終日の供給予備率の見通しが3%以上になることが見込まれる場合等)には、警報を解除する。

④上記①~③の対応を行ってもなお需給のひっ迫状況が解消されない場合、計画停電を開始する可能性がある時間の3~4時間前に、政府から、警報が発令されている電力会社管内の携帯電話(対応機種)利用者に「緊急速報メール」を発信し^{※10}、電気の利用を極力控えるよう要請する。

※10) 緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

⑤上記の対応を行っても、需給のひっ迫状況が解消されず、他社からの融通を含めた供給予備率が、1%程度²を下回る見通しとなった場合には、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表する^{※11}。

※11) 大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、警報や緊急速報メールを発信することなく計画停電を実施する場合がある。

⑥なお、北本連系線や北海道電力における大型の発電機が計画外停止した場合、更なる発電機等の計画外停止等が停電(計画停電や場合によっては不測の停電)につながる可能性がある。このような事態になった場合にはその旨を速やかに周知する。

周知後に発電機等が計画外停止した場合等には、可能な限り事前の予告を行い、計画停電を実施するよう努めるとともに、万一不測の停電が起きた場合にも速やかに計画停電に移行する。

2. 需要家への周知

政府は、警報を発令した場合、緊急時の節電のためのネットワーク(政府機関(地方経済産業局等)・地方公共団体・電力会社・業界団体等)などを活用し、地方公共団体、報道機関その他関係諸機関の協力を得て、警報を発令した特定の電力会社管内における周知に取り組む^{※12}。

※12) 地方公共団体や報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞、町内放送、各種ホームページ、登録メール(政府の需給ひっ迫お知らせサービス)への配信等

² 一時的な周波数低下のリスクを許容しつつ、不測の広域停電を回避するために最低限必要な予備率。

の手段により周知を行う。

同時に、警報を発令した電力会社以外の地域からの電力融通の拡大を通じて、警報を発令した電力会社管内の需給バランスの改善を図ることが可能であることから、当該電力会社以外の地域においても節電目標に応じた節電の確実な実施と、自家用発電機の最大限の稼働を要請する。

需給ひっ迫警報発令から計画停電への流れ

参考2

前日18:00目途

■需給ひっ迫警報の発令(第一報)

- ・他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、政府から、当該電力会社の管内に対し、警報を発令。
- ・翌日行う可能性のある計画停電について電力会社から公表する。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

当日9:00目途

■需給ひっ迫警報の発令(続報)

- ・当日9:00を目途に政府から発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。

※第1グループ(8:30～)から計画停電を実施する場合は、9:00の警報の発令は行わない場合がある。また、必要に応じ、9:00以前に続報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

計画停電開始の
3～4時間前

■「緊急速報メール」発出

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

計画停電実施の
2時間程度前

■電力会社が計画停電の実施を発表

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても中西日本全体若しくは北海道電力管内において供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

※大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、警報や緊急速報メールを発令することなく計画停電を実施する場合がある。

節電協力による停電回避

※北海道電力管内については、北本連系線等が計画外停止した場合等においても、更なる発電機等の計画外停止等が停電(計画停電や場合によっては不測の停電)につながる可能性があるため、その旨を速やかに周知する。万一、不測の停電が起きた場合にも、速やかに計画停電に移行する。